

避難行動要支援者名簿の本人同意状況等について

1 経緯

改正された災害対策基本法では、災害時に避難支援を必要とする高齢者及び障害者等を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し（第49条の10）、災害時には、この名簿を活用し、避難支援等を行うこととしている（第49条の11、第3項）。

また、日頃から災害の発生に備えるため、本人の同意が得られれば、名簿情報を避難支援関係者（消防、警察、民生委員、自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者）に提供するものとしている（第49条の11、第2項）。

こうした法の趣旨を踏まえ、区では、各地域避難所に「避難行動要支援者名簿（対象者名簿）」を配備している。また、避難支援関係者に名簿情報を提供することの本人同意を得た「避難行動要支援者名簿（登録者名簿）」を作成するために、「対象者名簿」の掲載者全てに同意確認を行い、同意を得られた者を登載した「登録者名簿」を作成したところである。

災害に備え、平常時から地域全体で避難支援対策に取り組んでいくことが大切であるため、今後、避難支援関係者に「登録者名簿」を提供していく。

2 避難行動要支援者名簿の人数等（平成28年2月2日現在）

種 類	④対象者名簿	
	⑤登録者名簿	
人 数	約14,600人	約5,700人（全体の39%）
対 象	区保有の情報から <u>本人の同意なく登載</u> ①介護保険の要介護1～5 ②身体障害者手帳の総合等級1～3級 ③愛の手帳所持者 ④目黒区ひとり暮らし等高齢者の登録者 ⑤その他希望者	④対象者名簿の登載者のうち、 <u>避難支援関係者に名簿情報を提供することについて、本人から同意を得た者のみ登載</u>
保管先	区担当（健康福祉計画課・防災課） 地域避難所	避難支援関係者（消防署、警察署、民生・児童委員、町会・自治会等の地域住民組織） ※町会・自治会等は区と個人情報保護に関する協定を締結した地域から順次提供
活用時期	災害時の安否確認・避難支援に活用	平常時に地域で取り組む防災訓練等に活用 災害時の安否確認・避難支援に活用

※ 本人同意は、対象者名簿登載者に対し、郵送により名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、同意書の提出を求めることにより収集した。

3 今後の予定

平成28年3月

消防署・警察署、民生・児童委員と協定等締結、名簿提供

4月以降

避難支援対策に取り組む町会・自治会等の地域住民組織と
順次協定締結、名簿提供

以 上